

2017

9

KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<http://www.km-hojinkai.or.jp>



- 着任のご挨拶… 2
- 川崎南税務署の人事異動… 3
- 平成30年度税制改正要望事項… 4
- コラム… 8
- 法人会の活動報告… 10
- 健康クリニック… 12
- 身近な法律相談… 13
- 防衛省からのお知らせ… 14
- 新入会員のご紹介・主要行事予定… 15

着任の御挨拶



川崎南税務署長
中野 繁 昭
山形県出身

初秋の候、公益社団法人川崎南法人会の皆様方におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、川崎南税務署長を拝命いたしました中野でございます。前任の中村署長同様、よろしくお願い申し上げます。

梶川会長様はじめ会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と格別なるご支援を賜り、本誌面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、良き経営者を目指す健全な納税者団体として、活発に活動していただいております。特にe-Taxの普及定着、次世代を担う児童を対象とした租税教室の開催等、納税道義の高揚や正しい税知識の普及に努めていただいているほか、公益法人として、米海軍第7艦隊音楽隊コンサートの開催や、かわさき市民祭り等への参加など、社会貢献活動も積極的に展開され、地域の社会・経済の発展に大きな役割を果たされていると伺っております。

このような貴会の活動に対しまして、改めまして敬意を表しますとともに、今後とも、一層の活発な活動をご期待いたします。

さて、税務行政を取り巻く環境は少子高齢化、経済活動のグローバル化等により大きく変化してきており、税務署としましては、そのような環境への的確な対応、更には、平成31年10月から実施が予定されている消費税の軽減税率制度の円滑な定着のための施策など様々な取り組みを行うこととしておりますが、これらの取り組みを円滑に行うためには、貴会をはじめとした関係民間団体と連携・協力が重要であり、また皆様のご理解とご支援が必要不可欠であると考えております。

今後とも、税の良き理解者として、より一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人川崎南法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



法人担当副署長
高 田 忍

鹿児島県出身
この度の異動で国税局査察部から参りました。何事も精一杯やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

メンバー紹介



法人課税第1 統括官
折 原 靖

神奈川県川崎市出身
この度の異動で平塚から参りました。法人会のさらなる発展のために、少しでもお役にたきたいと思っております。よろしくお願い致します。



法人課税第2 統括官
磯 美奈子

神奈川県出身
この度の異動で日本橋署より着任しました。不慣れな点もございますが、どうぞよろしくお願い致します。



法人課税第1 審理上席
角 田 奈保子

福岡県出身
川崎南署勤務も4年になりました。本年度も、よろしくお願い致します。



法人課税第2 審理調査官
種物谷 恵梨奈

京都府出身
川崎南署2年目になります。有益な研修を実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

川崎南税務署人事異動のお知らせ

(敬称略)

	新任者		前任者
	氏名	前任地	氏名
署長	なかの 中野 しばき 繁昭	仙台局 喜多方 署長	なかむら 中村 しばき 茂幸
副署長(法人担当)	ただ 高田 しのみ 忍	局査察 査察広域課 課長補佐	うちだ 内田 まさひと 匡史
特別国税調査官(法人)	かがみ 各務 ゆきお 幸夫	局徴収 特徴 総括主査	まつだ 松田 けいいち 敬一
特別国税調査官(法人)	やしま 八島 よういち 洋一	留任	
法人課税第1統括官	おりはら 折原 やすし 靖	平塚 法人1 統括官	おおほり 大堀 たかし 孝
法人課税第2統括官	いそ 磯 みなこ 美奈子	日本橋 法人3 統括官	えがわ 江川 まさあき 雅章
法人課税第3統括官	みやむら 宮村 たつお 辰雄	局査察 査察28 主査	たじま 田島 こういち 光一
法人課税第4統括官	わたなべ 渡部 ゆきひろ 幸広	留任	
法人課税第5統括官	ますやま 増山 もとひで 元秀	神奈川 資産2 統括官	たきざわ 瀧澤 れいこ 麗子
法人課税第6統括官	うの 宇野 ゆうじ 裕二	局調三 調査36 主査	いしわた 石渡 あきかず 晶一
審理専門官(法人)	たけだ 武田 はじめ 肇	東京上野 法人 連絡調整官	くまがい 熊谷 あきら 聖
連絡調整官(法人)	やまさき 山崎 じゅんこ 順子	留任	
法人課税第1審理上席	かくた 角田 なおこ 奈保子	留任	
法人課税第2審理担当	しづや 種物谷 えりな 恵梨奈	留任	
総務課長	こいけ 小池 ゆき 有紀	鶴見 総務課 総務課長	もりた 森田 ひとし 太
課長補佐	いしかわ 石川 まゆみ 真弓	留任	

各種電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、
1か月程度かかります。

電子申告で
効率UP!

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(※)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期間から5年間、納税簿
から書類の提出又は提示が不要
とされる場合があります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを準備すれば、自宅等の
パソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の
提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。
※メンテナンス時間を除きます。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

平成30年度 税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

<はじめに>

世界の景気は緩やかに回復をしているが、アメリカの政策動向、イギリスのEU離脱問題や中国を始めとするアジア新興国等の政策の不確実性の影響など先行きは不透明である。我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が続いている。政府は、デフレから完全脱却し、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するために「日本再興戦略」を始めとした数々の施策を実施しているが、消費の現場では今もなお節約志向で、景気回復の実感はない。また、日銀の掲げる2%物価安定目標の達成までにも、なお距離がある。

これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が急務である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

<基本的な課題>

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

財政健全化、即ち歳入における公債依存度の縮小は国家の信用力維持のために必須の事項である。そのために歳出において行政改革を徹底して冗費を削減すると共に既存の事項について聖域なく見直しを行う。また、政策については近視眼的ないわゆるバラ撒きを行うことなく、税制を含めて経済活性化を促進、喫緊の課題である少子高齢化に対応するための中長期的視点での政策を実施する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

- (1) 年金制度については、給付と負担の均衡を図り、将来にわたって持続可能な制度にするためには、抜本的な改革が必要である。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。
- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努め

る。また、受給者の自立支援も併せて行う。

- (5) 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。反面、歳入に占める税収の観点からは、国民が納得できる税負担の構造を早急に構築することが必要である。国民が納得できる税負担の構造とは、「公平・中立・簡素な税制」であり、その用途の透明性が前提となる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

平成31年10月からの消費税率10%引上げに伴う軽減税率の導入については再考を要する。対象品目の内容は明示されたものの、現場事業者にとっては必ずしも納得のいけるものとは言えず、対象となる食料品の判定に業者と消費者の間で混雑が生じる懸念がある。また、対象・非対象の煩雑さは納税義務者に対し、事務量の増加を強いるだけでなく、場合によっては不正につながるおそれもある。

5. マイナンバー制度

マイナンバーについては個人情報の流出に対する防護措置を徹底する前提の下、適正・公平な課税・徴収のため多岐にわたり活用すべきである。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率のあり方

平成28年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20%台に引き下げられたことは評価するところではあるが、今や20%台前半が主流となりつつある欧州やアジア主要国と比較して、依然として大きく遅れている。こうした国際的な流れを踏まえ、欧州やアジア主要国並の法人実効税率20%台前半への更なる引き下げを要望する。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

平成29年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するよう求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円程度に引き上げることを要望する。

3. 事業承継税制の拡充

事業承継税制については適用が複雑な税制の緩和措置ではなく、事業用資産の相続税・贈与税からの完全分離を事業継続の前提とする。そして、事業承継に当たり市場価格がない（価値がない）株式については「非課税」とすべきである。

また、地域経済の担い手として事業を継続するための事業継承であれば、日本の農地相続や欧州国に見られるような「課税免除」にすべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

1. 地方創生

平成29年度税制改正で地方拠点強化税制が拡充されたことは評価するが、地方への新たな人の流れを生み出すためにも更なる施策が必要である。

また、平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的な活用を促進させる。

2. 道州制の導入（地方への権限と税源の移譲）

地方行財政改革のためには、規制緩和により国の強権的な中央集権統治機構のあり方を改めるとともに、地方の自主決定により、地域特性を活かした経済発展をめざすことはもちろん、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

そのためには地方交付税交付金に頼らない財政基盤の確立と徹底した無駄の削減による身の丈予算を策定し、真に必要な住民サービス・政策のために税金を使うシステムを構築しなければならない。

<税目別>

Ⅰ. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

税務上の費用（損金）として算入できる役員報酬の範囲について、現在は原則として固定給しか算入できないが、利益に連動した報酬なども損金算入できるようにし、増益した企業が役員報酬を高くする誘因となり、経営者の意欲を高め、企業の活力を引き出す効果を期待したい。

Ⅱ. 個人所得税

1. 所得税のあり方

課税最低限の引き下げ等、課税ベースの拡大を図り、広く薄く多くの国民が担税することの公平性を目指す。低所得者のセーフティネットは税制ではなく別の視点から考慮する。

2. 各種控除制度の見直し

現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、第1子よりも第2子、第2子よりも第3子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うことで、税制面から子育て世代を応援する扶養控除制度の確立を主張する。

Ⅲ. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

贈与税については、資産が高齢者に偏在し、若年層の貧困化が問題視されている。既に、高齢者の資産の円滑な移転については、諸政策を実施し、教育、子育て支援、住宅等が導入されている。贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度まで引上げるべきである。

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、市町村が税額を決定して納税者に通知する「賦課課税方式」が採用されており、現行の算定方法は複雑で税額に誤りがあっても納税者が気づきにくい状況である。

また、家屋の査定方法はさらに複雑で、時間も手間もかかり、家屋の評価額を決定するまでには1年以上かかることは珍しくなく、時間の経過に伴う減価が評価額に反映されない為、早急に見直すべきである。

<その他>

I. 震災復興

復興資金を適正かつ効果的に被災地に配分して、早期に復興事業を行い、国民負担も早期に軽減するべきである。また、不正な復興資金の流用防止に努める。

II. 租税教育

現行の学校教育における租税教育への取り組みは低く、税の意義や役割を理解させるには不十分である。納税者としての意識を高め、そして社会の構成員としての責任を自覚させ、税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民へと育てるため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

III. 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っているため廃止すべき。

法人会 インターネットセミナーのご案内

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.km-hojinkai.or.jp/>



川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。お好みのセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方

川崎南法人会会員企業（一部のセミナーは一般の方もご利用できます）

●利用方法

川崎南法人会ホームページから一般の方は8タイトル、会員の方は、会員専用サイトにIDとパスワードを入力してログイン後、300タイトル2000本以上のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは

会員ID：**hj0215**

パスワード：**4852**

300タイトル2000本以上のセミナーが無料で受講できます

◆「YES」だけでなく「NO」を伝えることも重要

食品メーカーの製造部門に勤務して10年。30代のSさんは後輩への気配りも良く、半年前にグループ・リーダーになり、業績向上を目指して、職場の雰囲気作りをモットーに働いています。リーダーとしての責任と自覚を感じ始めて、自分はこのような話し方でいいのだろうか、という悩みを持ち始めました。これまでは後輩に対して「NO」と言うてはいけなそうと思ひ、ほとんどが「YES」の発言でした。「相手に迷惑がかかるのでは?」「関係がまずくなるかも」というのが理由でした。しかし、業務上の問題点を解決していくためには、「NO」の反応、つまり反対の意見も伝えることも必要と考え、具体的な話し方を相談してきたのです。Sさんが気づいたように、「YES」と「NO」双方を率直に伝え合うことで、職場の風通しが良くなります。

ここでのポイント、つまり「NO」を伝える際に気をつけたいことは、「何のためにあえて伝えるのか」という目的が明確でなければいけません。『仕事のどんな問題を解決したいから伝えるのか』『相手とどんな関係を築きたいから伝えるのか』などの目的をしっかりと持つようにSさんにアドバイスしました。

◆不満と要望をはっきり分けること

次のステップです。ちゃんと伝えたいはずなのに協力してもらえない。言えば言うほど相手との関係が悪くなる、という場面が想定され、実際、Sさんも心配でした。このような場合は、自分の要望ではなく、不満の方が強く伝わっている可能性が考えられます。不満の裏側には、自分が望むこと、相手にしてほしいことなどの要望があるはずなのです。

Sさんのケースではなく、分かり易い事例を紹介します。例えば仕事上のミスが多い部下がいます。上司としては困ります。とても不満です。その裏にはミスをしないで仕事をしてほしい、とい

う願いがあります。叱責や注意ではなく、具体的な要望を出すことが重要です。「今後は必ずダブルチェックしてほしい」とか「進捗状況を毎日報告してほしい」などを伝えること。その際は望むことをひとつに絞ることがポイントです。相手への不満ではなく、自分の要望に焦点を当ててください。

自分に焦点を当てる点に、上手な話し方の秘訣があります。You(あなた)メッセージではなくI(わたし)メッセージで話すことです。「何度言ったら分かる」ではなく「大事なことからしっかり覚えて置くように」。「報告しないで、どういうつもりなんだ」ではなく「途中で進捗を報告してくれると安心だ」などが望ましい表現です。

◆あいづちとうなずき—「私は聴いています」の姿勢を示すこと

気配りのあるSさんに、ふだんの聴き方を聞いてみました。そこで気づいた、改めてほしい点は、途中で話の腰を折ることでした。「やっぱりいつも忙しいから早く終わりたいという気持ちがありますから、部下が言っていることは違うなと思うと、つい口をはさんでしまいます」と反省の弁を語ってくれました。上手な聴き方の5つのポイントは、①うなずきとあいづちを入れる②視線をそらさない③話の邪魔をしない④否定しない—反論したくても素直に聴く⑤オウム返し技法(大事と思った言葉をそのまま返してあげる)で対応する—などです。

最後にSさんには、何でも伝えなければいけない、ということではなく、相手が聴ける準備ができていのかも考えるように話しました。



筆者紹介

柏木勇一(かしのぎ・ゆういち)
1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

加算税制度が変わったのですか？
 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答

税理士
野川
川
悟
志

リサ

加算税制度が変わったと聞きました。通常、税務調査を受け、誤りを指摘されれば、それを修正申告し、納税額に対し過少申告加算税が課されると考えていました。調査を受ける前に修正申告した場合でも課されるようですが、本当ですか。

サキ先生

ご質問のように、加算税制度は平成28年度税制改正で見直されて、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用されます。

具体的には、実地の調査に際し、税務署から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知があり、その通知があった以後に修正申告書を提出すると、その修正申告が調査による更正を予知したものでない場合に、新たに加算税が課されることになりました。

リサ

「調査に関する一定の事項の通知」というのは、どのような通知なのでしょうか。

サキ先生

「調査通知」といわれるものですが、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の3項目が通知されます。

リサ

通知といえば、「事前通知」というものもありますが、これとは違うのですか。

サキ先生

「事前通知」は、調査に当たり、より具体的な内容として、①実地の調査を行う旨、②調査開始日時、③調査対象税目、④調査を行う場所、⑤調査対象期間、⑥調査の目的、⑦調査対象の帳簿書類などが通知されます。

多くの税務調査では、第一報として税務署が調査予定であることを通知して、納税者と日程を調整してから、調査に着手するという流れになります。ここでいう「調査通知」は第一報である調査予定の通知に当たるでしょう。「事前通知」は「調査通知」の後、調査着手までの間に行われていますね。

時系列で示すと図のようになります。7月3日の調査通知以後に修正申告書が提出された場合で、調査による更正を予知したものでない場合には、新たに過少申告加算税が課されることになります。

調査による更正を予知したものであれば、調査通知の有無に関係なく、従来から加算税が課されています。



リサ

調査通知前の修正申告であれば過少申告加算税は課されないのですね。

サキ先生

調査通知前で、調査による更正を予知したものでない場合には、課されないことになります。

筆者紹介

野川悟志 (のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「免税店のはじめ方」(税務経理協会)、「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「間違っていると痛い! 印紙税の実務Q&A」(共著、大蔵財務協会)など。HPは [しながわ税経事務所](#) で検索



7/26水

青年部会 女性部会 租税教室・映画鑑賞会

青年部会と女性部会は「サンピアンかわさき」の大ホールにて小学生を対象に「税金は毎日の生活の中でどのように役立っているか!？」ということを小学生のみなさんに知っていただき、楽しみながら税について学び、税金をもっと身近に感じてもらうことを目的に「租税教室・映画鑑賞会」を開催しました。

会場入り口でe-Taxのイメージキャラクター“イータ君”に出迎えられ、窪田青年部会長のあいさつの後、島崎副会長の司会で租税教室が始まりました。税金によって建てられた公共施設や消防・救急活動、ゴミの収集などの公共サービスについての説明の後、租税教育用ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を視聴し、税金クイズを交え楽しみながら税について学びました。また、第2部では映画「アングリーバード」を上映し、小学生の子供たちを含む集まった約500人を魅了しました。

法人会の活動報告



7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？(答えは11頁にあります)



【作者紹介】

神谷一郎 (かみや・いちろう) イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

6/13 火
～10日間

実務経理セミナー



講師：東京地方税理士会 川崎南支部
上原 敬三 氏

7/13 木

社員研修講座



テーマ：“売れる営業”の基本
講師：有限会社 島田教育総合研究所
島田 義也 氏

6/21 水

源泉部会 研修会



テーマ：平成29年度 労働・社会保険の法改正
講師：社会保険労務士 志田 淳 氏

7/13 木

青年部会 研修会



テーマ：よくわかる税金のお話

6/28 水

救急救命講習会



7/22 土

地域社会貢献運動
21世紀の森 下草刈り





尿もれ・尿失禁 ～恥ずかしがらずに治しましょう～

川崎幸病院
泌尿器科部長
鈴木 理仁 先生

- 日本泌尿器科学会専門医・指導医
- 日本医師会認定産業医
- 日本がん治療認定医
- 医学博士（東京医科歯科大学）
- 日本ミニマム創泌尿器内視鏡外科学会会員
- 日本内分泌学会会員
- 日本骨粗鬆症学会会員

年齢を重ねていくと、身体の不快な症状に悩まされることがどうしても多くなってきます。尿もれ（尿失禁）もその一つ。尿に関するトラブルに不安を感じ、旅行やスポーツを楽しめなくなってしまいう方も多いのではないのでしょうか？

じつは、尿もれ・尿失禁のお悩みは女性に多いです

女性は男性に比べて尿道の長さが5分の1ほどしかなく、また出口まで直線的に伸びているということもあり、尿トラブルで悩む女性は少なくありません。しかし、女性にとってはデリケートな部分の病気のため、病院へ足を運ぶことをためらい、ひとりで悩んでしまう場合もあると思います。

尿もれにはタイプあります

せきやくしゃみなどでお腹に圧力がかかったときに少量の尿がもれる「腹圧性尿失禁」。突然の強い尿意のためトイレまで我慢できずにもらしてしまう「切迫性尿失禁」。前立腺肥大などの排尿障害のため、膀胱にたまった尿があふれてしまう「溢流性尿失禁」。以上のように尿もれにはタイプがあります。どのタイプかをしっかりと診断し、適切な治療を行うことが大切です。なお、腹に圧力がかかったときに尿がもれる「腹圧性尿失禁」が尿漏れの約5割を占めるといわれています。

尿もれの治療

尿もれの治療には、骨盤底の筋力を強化する方法、薬物療法、手術療法などがあります。軽度の尿もれは骨盤底筋訓練や薬を用いた治療が選択されますが、効果がみられない場合には手術という選択もあります。尿もれの手術には「TOT手術」という方法があります。この手術はメッシュのテープを尿道の下に通して尿もれを抑制する手術で、下腹部の恥骨直上付近に約5mmの小さなキズ2ヶ所で行える手術で、術後特に問題なければ2,3日で退院できる身体にやさしい治療法です。

地域の皆様が気軽に受診できる泌尿器科を目指して

当院泌尿器科では、患者さん一人ひとりの年齢・生活スタイル・治療に求めること・人生観などに合わせて、その患者さんにとって最適な治療を提供し、地域の皆様が気軽に受診できる泌尿器科にしていきたいと思っています。泌尿器のトラブルによる不快な症状を改善させて、いきいきとした毎日を楽しめるように支援していきたいと考えています。

第二川崎幸クリニック

泌尿器科



(受診予約)

☎ : 044-511-2112

川崎市幸区都町39-1

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
午前	中村 文彦	中村 文彦	善山 徳俊	永田 雅人	横山 和秀	善山 徳俊
	担当医交代制	中村 圭輔	中村 文彦	岩井 秀憲	中村 真波	担当医交替制
午後	中村 文彦	鈴木 理仁	中村 文彦	田村 公嗣	横山 和秀	
	山田 幸男	中村 文彦	山中 弘行	岩井 秀憲	中村 真波	

※赤字は女性医師

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



遺産分割に際し、遺産である預貯金の取扱いについて問題が生じる場合があります。今回は、預貯金債権と遺産分割について、近時、最高裁判決も出て、預貯金債権の取扱いが変わりましたので、その点を見ていくことにしましょう。

また、遺産である預貯金について、相続開始前後に預貯金通帳によくわからない出金記録があり、使途不明金を争われることがあります。その使途不明金の取扱いも見えていきましょう。

Q1 共同相続人との間で遺産分割の協議がうまくまとまらないので、家庭裁判所に遺産分割調停の申立をしようと思いますが、預貯金等の金銭債権は、遺産分割の対象となるのでしょうか。

A1 平成16年4月20日最高裁判決によれば、「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される」として、同判決は、一般に預貯金債権について、債務者との関係及び共同相続人間においても、当然に相続分に応じて分割されるものとされてきました。

しかし、実務においては、相続人間において、預金債権を遺産分割手続における分割対象に含める旨の合意があれば、遺産の対象に含めて取り扱ってきました。実際、銀行においても、相続人全員の署名捺印ある遺産分割協議書か相続人全員が捺印した同意書と各自の印鑑証明書がなければ、払い戻し手続きに応じていない金融機関もありました。

そのような中、平成28年12月19日最高裁大法廷判決は、従前の最高裁判決を変更し、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と判示しました。この変更した最高裁判決の実務的な影響は大きいと思われ、今後は、預貯金も遺産分割の対象として取り扱うことになります。

Q2 母を先に亡くし、先日、認知症で入院していた父が亡くなりました。兄夫婦が父の面倒を見ていたのですが、父名義の預貯金通帳の履歴をみると、よくわからない出金がいくつもあり、大きい額の出金もありました。兄夫婦が父名義の通帳から出金したのではないかと思います。よくわかりません。どのようにして、遺産分割協議を進めたらよいのでしょうか。

A2 預貯金の出金について、相続人の1人が被相続人の死亡直前に被相続人名義の預貯金を引き出したります場合があります。

まず、引き出したのが誰であるかが問題となり、兄夫婦が引き出した可能性があるのであれば、兄夫婦に聞いていくしかないと思います。

そして、その引き出しが兄夫婦によっても、父親の兄夫婦への贈与の意思のもとに行われたのであれば、特別受益があったものとして取扱うか検討します。

また、その引き出しを兄夫婦が無断で引き出した場合、その自己使用を認めたのであれば、遺産の先取りとして取扱いをするかを検討します。兄夫婦が自己使用を認めないのであれば、無断で預貯金の引き出したものと推定され、不法行為に基づく損害賠償請求や不当利得返還請求を検討することになるかと思われまます。

兄夫婦に聞いても、誰が引き出したのか、また、その使途も不明なときは、証拠不十分として、不法行為に基づく損害賠償請求も不当利得返還請求も困難となってしまうので、使途不明金の取扱いに際しては、十分な立証ができるのか、という観点で検討する必要があるかと思えます。

いずれにしても、通帳を管理していた兄夫婦に聞きながら遺産分割協議を進めるしかないと思います。

任期制自衛官募集中!

給与等:当初3ヶ月13万、4ヶ月以降16, 6万円、ボーナスや手当があります。
2任期(4または5年)満了後に**特例退職金**(陸自約198万
海空自約241万円)を**退職しても継続しても支給**されます!

待遇:衣食住無料、週休2日制、医療費実質無料、福利厚生充実!

資格:自衛隊の資格だけでなく**公的資格を取得**することも可能です。

進路:継続(曹や幹部への道もあり)または民間企業への再就職を
選択することが可能です。

就職:退職時の再就職を防衛省が全面的にバックアップ!(ほぼ100%)
2任期満了後、再就職先の平均給与は大卒とほぼ同様の実績あり!



メリット 希望に合わせたキャリアアップの方法を選択できます。

応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の男女

職務内容 我が国の平和と独立を守ります。

野外での活動が中心になるものからデスクワークが中心となるものまで幅広い職域があります。

応募期間 お問い合わせください。

お気軽にお電話またはアクセスしてください!

他にも様々なコースがあります。

担当:白岩

自衛隊神奈川

検索



川崎市役所通り沿い 稲毛公園となり 三陽会館ビル3階
自衛隊神奈川地方協力本部

川崎出張所

電話:044-244-5449



受付:平日0830~1715まで
時間外・休日応談

新入会員のご紹介

(平成29年6月1日～平成29年7月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
東1	(同)TYカンパニー	中村 ゆき	藤崎4-6-18	不動産の賃貸管理、リフォーム、飲食店の経営	㈱川崎保険センター
東2	(株)フコネシスト	濱田 徹也	昭和1-4-4	情報技術	㈱川崎保険センター
中央	弁護士法人ASK	伊藤 諭	東田町5-3 ホンマビル4F	弁護士業務	(有)龍美社
南1	松村建設㈱	松村 政勝	渡田向町2-7	建設業	AIU損害保険㈱
中央	(株)Come Harambee	松本 星李乃	新川通11-12 フラット栄1F	内装業、外壁塗装	AIU損害保険㈱
幸4	(有)マルイシ商店	石田 文子	北加瀬1-26-25	飲料小売	大同生命保険㈱
幸3	藤田アイナショナルテクノロジー(同)	藤田 和恭	下平間214-1 フォール川崎下平間2-706	情報システムの企画、制作、運営	(株)一心屋
幸4	(株)山下興業	山下 悠平	小倉2-35-41	建設業	AIU損害保険㈱
南2	(株)中村興業	中村 和樹	小田7-1-1 クリオ川崎六番館615	建設業	AIU損害保険㈱
幸2	(株)小竹興業	小竹 雅也	小向西町4-12-301	足場架設工事	AIU損害保険㈱
幸3	(株)スキーマー	平 光明	古市場2-115-14	電気工事	AIU損害保険㈱
幸1	(株)ナンバーワン	渡邊 由桂	南幸町2-76	美容業	アメリカンファミリー
南4	(有)山川工業	山川 文夫	浜町4-6-3	建設業	大同生命保険㈱

川崎南法人会 主要事業予定

29年9月

4日月

●女性部会 研修会

テーマ：「消費税・軽減税率制度」
 講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 角田 奈保子 上席国税調査官
 会場：サンビアンかわさき
 時間：16:30～17:30

6日水

●第3回 広報委員会

会場：川崎市教育文化会館
 時間：11:00～12:00

7日木

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
 会場：川崎南税務署
 時間：13:30～16:30

7日木・8日金

●生活習慣病健康診断

会場：川崎市産業振興会館
 時間：9:30～11:00

12日火

●第2回 総務委員会

会場：川崎市教育文化会館
 時間：11:00～12:00

●源泉部会 研修会

テーマ：「報酬・料金等の源泉徴収事務」
 講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
 種物谷 恵梨奈 国税調査官
 会場：川崎南税務署
 時間：14:00～16:00

●青年部会 研修会

テーマ：「消費税・軽減税率制度」
 講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 角田 奈保子 上席国税調査官
 会場：ミュージア川崎 市民交流室
 時間：17:30～18:30

14日木

●女性部会 連絡協議会

会場：メルパルク横浜
 時間：14:30～16:30

15日金

●第3回 理事会

会場：サンビアンかわさき
 時間：15:30～16:30

●会員増強決起大会

会場：サンビアンかわさき
 時間：16:30～17:30

19日火

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
 会場：川崎南税務署
 時間：13:30～16:00

22日金

●米海軍第7艦隊音楽隊コンサート

会場：川崎市教育文化会館ホール
 時間：18:00～20:00

10月

3日火

●健康セミナー

テーマ：「アンチエイジングで老化と認知症を
 予防し、行動力をアップする食生活」
 講師：医学博士・管理栄養士
 井上 正子 氏
 会場：川崎市産業振興会館
 時間：14:00～15:30

5日木

●法人会全国大会(福井大会)

会場：福井県産業会館

7日土・8日日

●幸区民祭

場所：幸区役所周辺

8日日～11日水

●海外研修旅行

場所：マカオ・香港

11日水

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
 会場：川崎南税務署
 時間：13:30～16:30

17日火

●社員研修講座

テーマ：「英語」接客研修
 講師：㈱SUGIコーポレーション
 平野 麻紀子 氏
 会場：川崎市産業振興会館

18日水～10日間

●初級簿記講習会

講師：東京地方税理士会 川崎南支部
 会場：川崎市産業振興会館
 時間：18:00～20:00
 会費：会員10,000円 非会員15,000円

22日日～23日月

●女性部会 1泊研修旅行

場所：西伊豆・堂ヶ島温泉 他

23日月

●パソコン講習

テーマ：「エクセル関数活用講座」
 会場：サンビアンかわさき
 時間：13:00～16:00
 会費：会員3,000円 非会員5,000円

24日火

●パソコン講習

テーマ：「エクセル実践講座」
 会場：サンビアンかわさき
 時間：13:00～16:00
 会費：会員3,000円 非会員5,000円

26日木

●源泉部会 日帰りバス研修旅行

30日月

●新入会員の集い

場所：サンビアンかわさき
 時間：17:00～18:30

● 税務無料相談 ●

相 談 日

毎週火曜日 午後1時～3時
 9月の相談日／5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)
 10月の相談日／3日(火)、10日(火)、17日(火)、24日(火)
 相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
 川崎区宮前町8-15 パールビル3F(宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
 お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
 横浜市中区日本大通り 横浜情報文化センター11F
 相談については事前に事務局までご連絡ください。
 (☎044-233-4852)

税に強くなる。

法人会に入る理由は、それだけではありません。

人脈がひろがる 社会につながる




 **法人会**

税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

詳しくはWEBへ 検索



 公益社
団法人 **川崎南法人会々員証**

この会員シールを切り取って、法人税確定申告書の別表1の「欄外左下余白」に貼付してください。

e-Tax ご利用の場合は、「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に（公社）川崎南法人会と入力してください。